

2020年3月25日

国立大学法人金沢大学  
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合  
執行委員長 市原 あかね

## 附属学校園の労働条件に関する確認事項について

附属学校園の労働条件に関して、下記のとおり申し入れますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

### 記

1. 附属学校園の試験監督業務および試験監督補助業務に関する手当について、休日に実施された試験のみを対象としている（特殊勤務手当支給細則第14条）理由を説明してください。

このことについては、2019年6月21日付けの統一要求に関する事務折衝(2019年10月11日)および団体交渉(2019年12月26日)で説明を求め、その都度、確認して説明するとの回答がありました。事務折衝から5カ月経過していることも踏まえ、速やかに回答してください。

2. 2019年12月26日の団体交渉で明らかになった、附属幼稚園において病気で休んでいる教員の代替の教員を採用したプロセス等に関して、以下のことを明らかにしてください。

(1) 附属学校事務係等とのやりとりの中で、園長が、「病気休職に入る前の段階から代替教員を採用してほしいと要請したが、結局は協議してもらえず、そもそもそれは出来ないと言われた」と認識するに至った経緯について検証し、その結果

を説明してください。

- (2) 非常勤講師の給与を幼稚園の後援会費から出すことになった経緯について検証し、その結果を説明してください。
- (3) 幼稚園後援会費から支払う必要がなかった非常勤講師の給与を幼稚園に返還することについて、どのような検討がなされたのか説明してください。
- (4) 今後の改善策について説明してください。

3. 部活動手当の支給要件を4時間程度としてきた根拠を明らかにしてください。

2020年3月4日に行われた就業規則改正の説明会（角間地区）で、部活動手当の支給要件を4時間程度として運用してきたとの説明がありました。部活動手当の支給要件は、特殊勤務手当支給細則第8条には記載がありません。運用で支給要件を定めた経緯を明らかにすること、運用の根拠となる内規またはそれに準じるものを提示すること、内規等の改正手続きについて説明することを求めます。

以上